

北労基発第 4 号
平成26年1月 9 日

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

北海道労働局労働基準部長

降積雪期における労働災害防止対策の徹底について

建設業における労働災害の防止について、日頃より格別のご理解とご協力をいただいていることに対して厚く御礼申し上げます。

さて、北海道における建設業の労働災害の発生状況を見ますと、昨年は速報値ではありますが死者数は22人、死傷者数が964人となっており、死者数は平成24年より5人減少しているものの、死傷者数では64人増加しており(7.1%増)過去5年で最も多い結果となっています。

昨年は1月から3月の降積雪期に、除雪作業等での墜落・転落災害、凍結作業面での転倒災害、降雪用仮屋根が倒壊し下敷きになる災害、降積雪期絡みの凍結路面でのスリップ等により交通死亡災害が発生しております。

本年度末まで工事が継続して行われている現状下にあって、あらためて下記事項に留意の上、労働災害防止対策の徹底を図られますよう会員建設事業者への周知をお願いします。

また、当局で作成した関連リーフレット「冬季特有の労働災害を防止しよう！」を当局ホームページ（トップページ>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について）に掲載していますので、併せて周知をお願いします。

記

1 屋根除雪作業における墜落等の労働災害防止について

- (1) 気象条件に十分注意し、大雪、大雨、強風等の場合や、気温の急激な上昇等気候の変化の直後は作業を行わないこと。
- (2) 屋根への昇降用に移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使用し、上部の固定等転位の防止措置を講ずること。
- (3) 墜落の危険のある高さ2メートル以上の屋根上又ははしご上で除雪作業を行う場合は、親綱等を設け、安全帯を使用し、墜落・転落を防止すること。
- (4) 屋根上での除雪作業に当たっては、屋根の先端を識別できるようにして、屋根の先端には近づかないようにすること。また、作業の合図を徹底し、屋根上と軒下の同時並行作業は行わないこと。

- (5) 軒下での除雪作業は、軒先の雪庇の状況を事前に確認し、雪庇を落不下さる等の措置を講じた上で作業を行うこと。
- (6) 除雪作業に際しては、墜落時保護用機能を有する保護帽を着用すること。

2 屋根以外の除雪作業における労働災害防止について

- (1) 除雪車等を使用する場合は、必要に応じ誘導者を配置し、誘導者には、運転者が容易に認識できる色彩の服装を着用させること。
- (2) 除雪車に巻き込まれないよう、運転時の周囲の確認、作業範囲への立入禁止の措置を徹底すること。
- (3) 路肩等から転落の危険がある場合には、ポール等の標識を設置すること。
- (4) 除雪中に視界が悪くなったときには作業を中止すること。
- (5) 長期間使用していない除雪機械を使用する場合は、作業前の点検及び操作方法の確認を行うこと。

3 凍結面等での転倒災害防止について

- (1) 作業通路・移動通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。
- (2) 階段・スロープ等には滑り止めを設けること。
- (3) 凍結が予想される場所には、凍結防止剤を散布すること。
- (4) 滑りにくい靴を着用すること。

4 積雪を原因とした倒壊等の労働災害防止について

- (1) 足場、架設通路、降雪用仮屋根等の仮設物が積雪により倒壊しないよう、適切な時期に除雪を行うこと。
- (2) 仮設物から積雪を除去する際には、必ず安全帯を使用し、滑りにくい靴を着用するとともに、上層から下層に向けて作業を行うこと。
なお、上層での作業の場合は下層等に立入禁止区域を設定し、労働者の立入りを禁止すること。
- (3) 急激な積雪により仮設物が倒壊するおそれがある場合は、労働災害の発生を防止するため、高所作業車の使用等倒壊のおそれのある仮設物に労働者を近づけない方法による除雪を実施すること。

5 スリップ等による交通労働災害防止について

- (1) 冬道の運転は、スピードを出し過ぎないこと。
- (2) 目的地へは余裕を持って早めに出発すること。
- (3) 車間距離は夏場の2倍以上とすること。
- (4) 交差点へは減速して近付くこと。
- (5) 道路には除雪された雪が高く積み上げられていることが多く、そのため視界障害となり、歩行者等の発見が遅れることが多いことから、交差点や家並みが続くところでは、スピードを落とす等、特に注意すること。
- (6) スリップによる事故を防止するため、摩耗したタイヤを使用することが

ないよう日常の点検を励行すること。

- (7) 運転者に対し、冬道の運転について交通KYT（危険予知トレーニング）を取り入れる等、安全運転教育を実施すること。
- (8) 過去の災害事例等を参考に、走行する道路等について交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し、安全運転教育に活用すること。

6 雪崩による労働災害防止について

- (1) 気象観測機関の雪崩に関する警報、注意報に十分注意を払うとともに、降雪量、積雪量、最高及び最低気温を把握し、雪崩の発生が予想される場合には作業を中止するとともに、当該危険区域への立入りを禁止すること。
- (2) 日々の作業開始前に作業箇所周辺の雪庇、亀裂、吹き溜まりなどの積雪の状況等について点検を行い、その結果に基づき、作業開始の適否の判断等を行うこと。

7 緊急時の連絡体制について（特に郊外・山間部の工事現場）

- (1) 緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等）に対処するため、緊急時における連絡の方法・手順・連絡責任者等をあらかじめ決定し、関係労働者・関係請負人等に周知すること。
- (2) 緊急時対応のため、連絡体制、通信機器の取扱い方法、応急措置の方法等について、関係労働者・関係請負人等に対して教育訓練を行うこと。

担当者所属：安全課

職名：安全専門官

氏名：中野浩昭

代表011(709)2311 内線3553